

高齢者施設における人員配置基準の特例的な柔軟化に関する検討状況

令和5年 12 月 18 日
事 務 局

介護人材不足が深刻化する中、介護の質の維持・向上及び介護職員の負担軽減を図るため、厚生労働省においては、介護ロボット・ICT 機器の積極活用などの一定の取組を実施した上で、ケアの質の確保や職員の負担軽減が図られた等の一定の要件を満たす高齢者施設(特定施設(介護付き有料老人ホーム)等)における人員配置基準について、令和6年度から特定施設(介護付き有料老人ホーム)については特例的に柔軟化することや、国の実証により一定の成果が確認できた場合は対象施設等の範囲を介護報酬改定を待たずに見直すことなどの案が社会保障審議会介護給付費分科会において示され、議論が継続的に行われており、議論の結果を踏まえ、令和6年度介護報酬改定において対応予定。

1. 現状と経緯

現行制度上、高齢者施設における人員配置基準は、基本的には要介護者:介護職員等=3:1とされている。

令和3年 12 月 20 日の規制改革推進会議 第 7 回医療・介護ワーキング・グループにおいて、事業者(SOMPO ケア)より、ICT 機器の導入など先進的な取組による生産性向上を通じて、介護の質を確保しつつ、現行の人員配置基準より少ない人員配置を実現する提案がなされ、同ワーキング・グループにおける議論・意見を踏まえ、令和4年6月7日、令和4年規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)において、遅くとも令和5年度結論・措置とする規制改革事項として、高齢者施設(特定施設(介護付き有料老人ホーム)等)における人員配置基準の特例的な柔軟化について、当該特例的な柔軟化の可否を含めた内容に関する所要の検討を行い、結論を得次第速やかに必要な措置を講ずることが決定された。さらに、令和5年 11 月2日、デフレ完全脱却のための総合経済対策(令和5年 11 月2日閣議決定)において、同様の措置事項が決定された。

厚生労働省においては、令和4年度から5年度にかけて、公募を行った上で、介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業を実施。そのうち、事業者(SOMPO ケア等)の提案による実証実験においては、介護付き有料老人ホーム等を運営する3社が公募により参加し、一定数の施設において 3:1 をより少ない人員配置を実現できる結果が得られた。

2. 健康・医療・介護ワーキング・グループと介護給付費分科会における直近の検討状況

国の実証事業の結果は、令和5年 11 月 30 日の介護給付費分科会及び 12 月 11 日の第3回健康・医療・介護ワーキング・グループにおいて厚生労働省から報告された。

介護給付費分科会(令和5年 11 月 30 日、12 月4日、11 日及び 18 日)においては、厚生労働省から、以下の方向性の案が示された(12 月 18 日の介護給付費分科会資料の令和6年度介護報酬改定に関する審議報告(案)中の関係部分は別紙参照)。

- 国の実証実験の結果を踏まえ、ケアの質の確保や職員の負担軽減等が図られた等一定の要件を満たす特定施設(介護付き有料老人ホーム)における人員配置基準を、

「常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3(要支援者の場合は 10)又はその端数を増すごとに 0.9 以上であること」とすることとする。なお、本基準の適用に当たっては、一定期間(3か月以上)の試行を行った結果として指定権者に届け出た人員配置を限度として運用することとする。

- 実証実験で結果を出した全施設が導入していた、業務の効率化、質の向上、職員の負担の軽減に資する ICT 機器(見守りセンサー、連絡調整に資するインカム等、介護記録の作成に資するソフトウェア・スマートフォン等)を導入することや、現場職員の意見が適切に反映できるよう、実際にケア等を行う多職種の職員が参画する「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」の設置・開催などをパッケージとし、全て実施することを要件とする。
- 人員配置基準の特例的な柔軟化の適用に関する手続、様式等については、国が定める指針及び統一的な様式等に則ることとし、いわゆるローカルルールにより、事業者・施設に非合理的な負担が生じないよう、弊害を防止する。また、柔軟化された人員配置基準の適用後、一定期間ごとに、指定権者に状況の報告を行うものとする。
- 介護老人福祉施設(特養)等の他の介護サービスにおける人員配置基準の特例的な柔軟化については、介護サービスごとに利用者の状況や適用される基準が異なることから、介護サービスの類型ごとに国において必要な実証を行い、複数事業者・複数施設で一定の成果を確認できた場合は、慎重な検討を行った上で、次期介護報酬改定を待たずに必要な対応を行うべきである。

他方、健康・医療・介護ワーキング・グループ(令和5年 11 月 20 日及び 12 月 11 日)において、高齢者施設における人員配置基準の特例的な柔軟化について、厚生労働省の検討内容に対し、主に以下の意見があった。

- 人員配置基準の特例的な柔軟化の適用対象サービス・施設については、特定施設(介護付き有料老人ホーム)に限定せず、介護老人福祉施設(特養)等他の介護サービス・施設にも広く認めるべき。仮に令和6年度からの適用対象サービス・施設への追加が難しい場合でも、国の実証により一定の成果が確認できた場合は介護報酬改定を待たず、介護保険事業計画の期中であっても、適用対象となるサービス類型・施設の追加や特例的な柔軟化の更なる上限緩和を認めるべき。
- 国が定める指針及び統一的な様式等により、ローカルルールによって非合理的な事務負担が発生することを防止するべき。
- 先進的な取組は、事業者・施設が創意工夫を発揮できるように柔軟性を確保すべき。

3. 今後の主な動向(従来通りの時期であればという仮定の下でのもの)

令和5年 12 月頃

- 介護給付費分科会「令和6年度介護報酬改定に関する審議報告」取りまとめ
- 規制改革推進会議中間答申取りまとめ

令和6年 1 月頃

- 令和6年度介護報酬改定についての諮問、答申

等

以上

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告(案)
(高齢者施設における人員配置基準の特例的な柔軟化に関する部分抜粋)

令和5年12月18日
事務局

令和5年12月18日開催の社会保障審議会 介護給付費分科会資料2の令和6年度介護報酬改定に関する審議報告(案)のうち、高齢者施設における人員配置基準の特例的な柔軟化に関する部分の抜粋は、下記のとおり。

記

令和6年度介護報酬改定に向けて、本年5月以降、計●回社会保障審議会介護給付費分科会において、各サービスや横断的課題について議論を行うとともに、関係団体ヒアリングを行った。

これまでの議論に基づき、令和6年度介護報酬改定に関する基本的な考え方と、それを踏まえた主な改定内容を以下のとおり取りまとめたので報告する。

Ⅱ 令和6年度介護報酬改定の対応

- 令和6年度介護報酬改定の基本的な考え方を踏まえた主な改定内容は以下のとおり。
(※基本的な考え方(Ⅰ)で示した4つの柱ごとに、改定内容と対象サービスを記載している。介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記している。なお、**Ⅳ各サービスの改定事項**において、サービスごとに改定内容の事項を整理している。)

3. 良質なサービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

(2) 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり

③ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進

【短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジー(※1)を1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うことを評価する新たな加算を設ける。

加えて、上記の要件を満たし、提出したデータにより業務改善の取組による成果が確認された上で、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し(※2)、職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていることを評価する区分を設ける。

(※1)

見守り機器等のテクノロジーとは、以下のアからウに掲げる機器をいう。

ア 見守り機器

イ インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資する ICT 機器

ウ 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資する ICT 機器(複数の機器の連携も含め、データの入力から記録・保存・活用までを一体的に支援するものに限る。)

(※2)

見守り機器等のテクノロジーを複数導入するとは、少なくともアからウまでに掲げる機器は全て使用することであり、その際、アの機器は全ての居室に設置し、イの機器は全ての介護職員が使用することとする。

なお、アの機器の運用については、事前に利用者の意向を確認することとし、当該利用者の意向に応じ、機器の使用を停止する等の運用は認められるものであること。

④生産性向上に先進的に取り組む特定施設における人員配置基準の特例的な柔軟化

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護】

テクノロジーの活用等により介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減を推進する観点から、令和4年度及び令和5年度に実施された介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業の結果等も踏まえ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(以下「委員会」という。)において、生産性向上の取組に当たって必要な安全対策について検討した上で、見守り機器等のテクノロジーの複数活用((③と同じ)及び職員間の適切な役割分担の取組等により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる特定施設について、以下の見直しを行う。

ア 特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、「常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3(要支援者の場合は 10)又はその端数を増すごとに 0.9 以上であること」とすることとする。なお、本基準の適用に当たっては、イの試行を行った結果として指定権者に届け出た人員配置を限度として運用することとする。

イ 人員配置基準の特例的な柔軟化の申請に当たっては、テクノロジーの活用や職員間の適切な役割分担の取組等の開始後、これらを少なくとも3か月以上試行し(試行期間中においては通常の人員配置基準を遵守すること)、現場職員の意見が適切に反映できるよう、実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会において安全対策や介護サービスの質の確保、職員の負担軽減が行われていることをデータ等で確認するとともに、当該データを指定権者に提出することとする。

ウ 安全対策としては以下を実施することとする。

- i 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- ii 緊急時の体制整備(近隣在住職員を中心とした緊急参集要員の確保等)
- iii 機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む)
- iv 職員に対する必要な研修
- v 訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施

エ 介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることの確認について

は、試行前後を比較することにより、以下の事項が確認される必要があるものであること。

- i 介護職員の総業務時間に占める利用者のケアに当てる時間の割合が増加していること
- ii 利用者の満足度等に係る指標において、本取組による悪化が見られないこと
- iii 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間が短縮していること
- iv 介護職員の心理的負担等に係る指標において、本取組による悪化が見られないこと

オ 柔軟化された人員配置基準の適用後、一定期間ごとに、エの事項について、指定権者に状況の報告を行うものとする。また、届け出た人員配置より少ない人員配置を行う場合には、改めて試行を行い、必要な届出をするものとする。なお、過去一定の期間の間に行政指導等を受けている場合は、当該指導等に係る事項について改善している旨を指定権者に届け出ることとする。

Ⅲ 今後の課題

- 令和6年度介護報酬改定の基本的考え方や各サービスの報酬・基準の見直しの方角については以上のとおりである。

今後、85歳以上人口割合の増加や生産年齢人口の急減といった更なる人口構造の変化やそれに伴う社会環境の変化が見込まれていることから、2040年頃に向けて、引き続き、良質なサービスが利用者の状態に応じて、適切かつ安定的に提供されるよう、不断の見直しを行うことが必要である。

- このため、今回の介護報酬改定の影響を把握するとともに、次期介護報酬改定に向けて、見直すべき事項がないか、検討を進めるべきである。特に、次期介護報酬改定までに検討を進めるべきと考えられる事項について、以下のとおりまとめたので、厚生労働省において着実に対応することを求めたい。

なお、検討に当たっては、データに基づく検討を行うことが必要であり、LIFE等のデータや、介護報酬改定の効果検証及び調査研究、介護事業経営実態調査などの各種の調査・研究等の収集・分析を通じて、実態をしっかりと把握することが必要である。

3. 良質なサービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

【介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進】

- 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進の観点から創設する加算について、当該加算を算定する介護サービス事業所における生産性向上の取組の進展状況を定期的に把握・分析し、その結果を踏まえ、加算の見直しを含む必要な対応を検討していくべきである。また、先進的なテクノロジーを活用した在宅も含む利用者の状態把握や職員の負担軽減に資する取組等について、引き続き実証事業等を行い、効果等を検証していくべきである。

【先進的な特定施設における人員配置基準の特例的な柔軟化】

- 生産性向上に先進的に取り組む特定施設における人員配置基準の特例的な柔軟化

について、特例的な人員配置基準が適用された施設において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が適用後も継続して行われているかを把握・検証していくべきである。その際、現場職員に対してヒアリング等を実施し、生産性向上の取組について、十分に現場職員の意見が反映されたものであったかについても確認を行うべきである。

- また、介護老人福祉施設等の他の介護サービスにおける人員配置基準の特例的な柔軟化については、介護サービスごとに利用者の状況や適用される基準が異なることから、介護サービスの類型ごとに国において必要な実証を行い、複数事業者・複数施設で一定の成果を確認できた場合は、慎重な検討を行った上で、次期介護報酬改定を待たずに必要な対応を行うべきである。

IV 各サービスの改定事項

○各サービスの改定事項

※介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記している。

【各サービス】

7. 居住系サービス

(1) 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護

- 3(2) ④生産性向上に先進的に取り組む特定施設における人員配置基準の特例的な柔軟化★

以上

特定施設（介護付き有料老人ホーム）等における人員配置基準の特例的な柔軟化

第3回健康・医療・介護WG(12月18日)厚労省御提出資料

規制改革実施計画の内容

■ 特定施設（介護付き有料老人ホーム）等における人員配置基準の特例的な柔軟化

厚生労働省は、ビッグデータ解析、センサーなどのICT技術の最大活用、介護補助職員の活用等を行う先進的な特定施設（介護付き有料老人ホーム）等において実証事業を実施し、現行の人員配置基準より少ない人員配置であっても、介護の質が確保され、かつ、介護職員の負担が軽減されるかに関する検証を行う。

厚生労働省は、当該検証の結果を踏まえ、先進的な取組を行うなど一定の要件を満たす高齢者施設における人員配置基準の特例的な柔軟化の可否について、社会保障審議会介護給付費分科会の意見を聴き、論点を整理する。

厚生労働省は、当該論点整理を踏まえ、同分科会の意見を聴き、当該特例的な柔軟化の可否を含めた内容に関する所要の検討を行い、結論を得次第速やかに必要な措置を講ずる。

[実施時期:令和5年度結論・措置]

対応状況

○社会保障審議会介護給付費分科会において、厚生労働省から以下の対応案を示し、議論を行った。議論の結果を踏まえ、令和6年度介護報酬改定において対応予定。

■ 先進的な生産性向上の取組を促す観点から、特定施設において令和4年度及び令和5年度に実証事業を行った結果を踏まえ、特定施設において、一律の規制緩和ではなく、ケアの質の確保や職員の負担軽減が図られた等の一定の要件の下で適用できる新たな人員配置基準の取扱いを認めてはどうか。

■ 具体的には、論点②で示したパッケージでの取組を全て実施した上で、国が定める指針及び統一的な様式等に則り、事業者が特定施設ごとに一定期間の試行的な運用を行い、その結果、ケアの質の確保や職員の負担軽減等が図られたことをデータ等で確認できた場合において、指定権者に対し、当該施設において柔軟化された人員配置基準を一定の条件の下で適用することを届け出ることとしてはどうか。

※ 「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」の開催や必要な安全対策を講じた上で、取組に必要な見守り機器やインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器等「業務の効率化、質の向上、職員の負担の軽減に資する機器」を導入し、業務の明確化や見直し、役割分担を行うなど、パッケージでの取組。

■ 特定施設における人員配置基準の柔軟な取扱いについては、効果測定事業の結果（最大で3.3：1）等を踏まえ、利用者3名に対し常勤換算方法で0.9名以上とし、配置基準の運用については、一定期間の試行的な運用を行った結果として指定権者に届け出た人員配置とすることとしてはどうか（例えば、試行的な運用の結果、3.2と指定権者に届け出た特定施設においては、3.2を上限として配置基準を運用する）。

【アイデア I】モデル事業展開（条件付きの規制見直し）



- ・モデル施設に限定し、現行の人員配置基準の規制見直しを試行実施。
- ・事業者の計画を行政が承認し、運営のチェックを実施してはどうか。
- ・モデル施設はオープン形式で仲間づくりを進め、新しい介護モデルの浸透を図る。

モデル事業の公募とチェック体制例

1. 計画

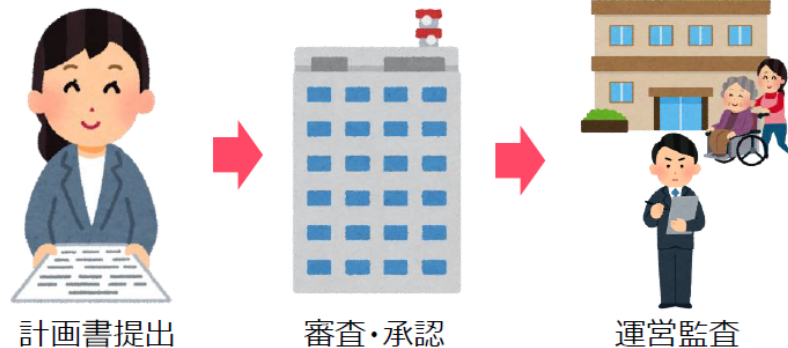
- ・人員配置基準3:1を超える計画書の作成

2. 承認

- ・行政による計画書の審査と承認

3. チェック

- ・独立したコンサル会社等による運営状況のチェック



採択されたモデル施設の役割例

1. 仲間づくり

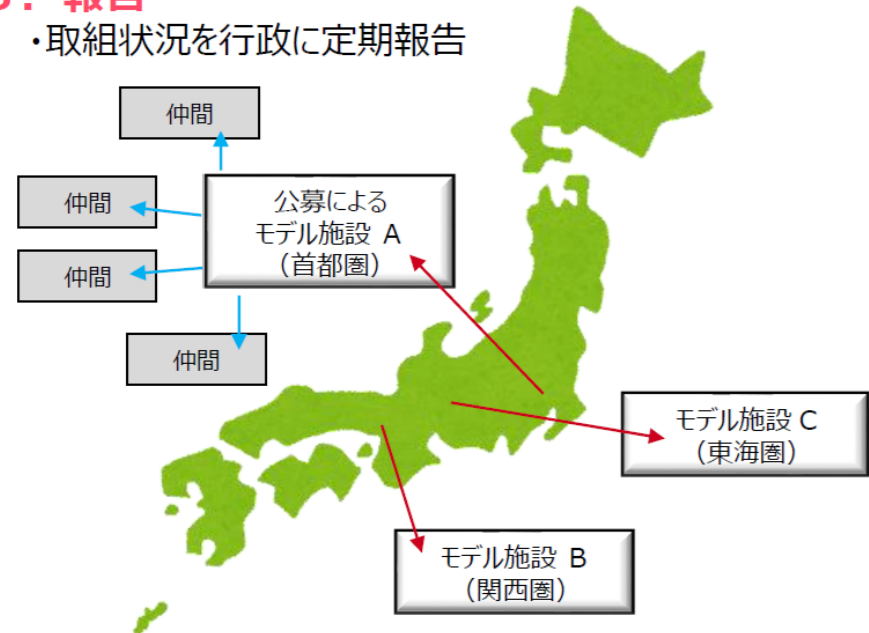
- ・新しい介護モデルをオープン形式でノウハウを開示
- ・施設見学の受け入れにより、仲間づくりを推進

2. 同意取得

- ・3:1基準を超えることの利用者・家族説明と同意取得

3. 報告

- ・取組状況を行政に定期報告



大都市圏から開始し、段階的に全国展開

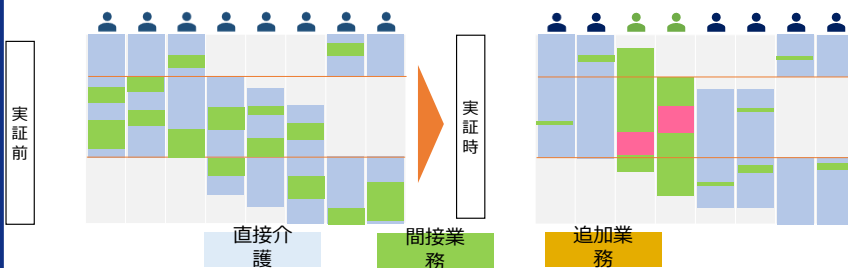
実証テーマ④ SOMPOケア株式会社 主な実証結果(参考)

導入目的

テクノロジーや介護補助職者の活用等により、介護専門職にしかできない業務に集中し、利用者と接する時間を伸ばすデータを活用したP D C Aサイクルを構築し、介護の品質改善、職員の負担軽減を進める

- 介護補助職者が対応可能な業務を洗い出し、間接業務は介護補助職者（Qライン）が対応
- 入浴支援機器を用いて、2人体制での機械浴から1人での入浴支援に変更
- 毎日の申し送りや付箋等を用いた業務連絡を廃止し、業務端末を用いた情報のやり取りに変更
- 介護職員が2時間おきに体位交換をしていた利用者について、体位変換装置を用いた体位変換に変更
- テクノロジー代替により削減できた直接介護と間接業務時間に品質改善の取組を追加

オペレーション変更のイメージ



主な導入機器

分類	導入機器	活用例
入浴支援	マイクロバブル発生機 シャワー浴 高機能ドライヤー	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の入浴にかかる身体的負担軽減 入浴業務の効率化(2人介助を1人介助に)
食事支援	再加熱カート	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の希望時間に合わせた食事提供 食事準備にかかる業務の効率化
食事支援	とろみサーバー	<ul style="list-style-type: none"> 食堂へ設置することで介護従事社へ依頼せずに自身で飲料を用意可能
体位交換	自動体位変換器	<ul style="list-style-type: none"> 褥瘡リスクの軽減 体位交換の業務負担軽減
アセスメント	自動体重測定器 車椅子体重計 電動爪切り 等	<ul style="list-style-type: none"> 各種計測の負担軽減・効率化
業務管理	業務コミュニケーションツール	<ul style="list-style-type: none"> 情報連携や記録の効率化

主なオペレーションの変更

【実証前】

- <業務例>
- 0600 起床介助
 - 0700 食事準備
 - 0700 移動介助
 - 0730 食事介助
 - 0730 配膳
 - 0800 下膳
 - 0830 移動介助
 - 0830 ベッドメイク
 - 0900 排泄介助
 - 1000 入浴準備
 - ...
 - 1030 入浴介助
 - 1030 居室清掃
 - ...

【実証時】

<直接ライン例>

- 0600 起床介助
- 0700 移動介助
- 0730 食事介助
- 0830 移動介助
- 0900 排泄介助
- ...
- 1030 入浴介助
- ...

<Qライン例>

- 0700 食事準備
- 0730 配膳
- 0800 下膳
- 0830 ベッドメイク
- 1000 入浴準備
- ...
- 1030 居室清掃
- ...
- 1400 ACP聞取り

令和4～5年度実証事業 実証内容

【令和4年度 1法人12施設】

ホーム名	人員配置	
	事前	事後
施設A	2.66:1	3.25:1
施設B	2.98:1	3.30:1
施設C	2.31:1	2.91:1
施設D	2.67:1	3.06:1
施設E	2.80:1	3.13:1
施設F	2.10:1	2.72:1
施設G	2.40:1	2.97:1
施設H	2.28:1	2.87:1
施設I	2.42:1	2.68:1
施設J	2.36:1	2.67:1
施設K	2.52:1	2.78:1
施設L	2.35:1	2.32:1
12施設計	2.49:1	2.88:1

※実証期間は約5か月間

【令和5年度 3法人5施設】

法人	ホーム名	人員配置	
		事前	事後
法人①	施設M	2.76:1	3.07:1
法人①	施設N	2.68:1	2.68:1
法人②	施設O	2.65:1	2.74:1
法人②	施設P	2.67:1	2.70:1
法人③	施設Q	2.89:1	3.08:1
5施設計		2.73:1	2.86:1

※実証期間は約2か月間